

町田市立小中学校照明設備LED化業務委託
ベースライン単価、照明器具の使用状況概要

1 電気料金のベースライン等の設定

(1) 電気料金ベースラインの設定

電気料金の算出に係るベースラインについては、本市から提供される過去3年間の電気使用量及び料金の単純平均値を基に算定した金額を、各社統一の改修計画の基礎となる応募時ベースラインとすること。

(2) 電気料金単価の設定

電気料金単価について、以下の表記載の単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（2025年4月時点）から算定した金額を電気料金の単価とすること。

2025年4月以降 電気料金単価

従量料金単価	夏季（7～9月）	19.28 円／kWh
	その他季（10～3月）	19.28 円／kWh
再生可能エネルギー発電促進賦課金（2025年4月時点）		3.98 円／kWh

2 既設照明器具の概要

約 46,670 灯

3 照明器具の使用時間

照明設置場所	点灯時間 (時間／日)	点灯日数（1年間） (日／年)
普通教室・特別教室	8	230
職員室	12	230
校長室	10	230
その他の居室	2	230
学童クラブ（別棟は除く）	5	290
倉庫	2	230
廊下、外灯	6	230
給食室	10	230
プール	2	60

4 試算方法について

試算方法に関しては、上記記載内容に基づき事業者の自由とする。